

目 次

第1号（5月12日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
事務局職員出席者	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	4
仮議席の指定	5
議長の選挙	6
議席の指定	8
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
副議長の選挙	9
常任委員会委員の選任	1 1
議会運営委員会委員の選任	1 2
承認第1号 平成26年度津奈木町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を 求めることについて	1 2
承認第2号 平成26年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の 専決処分の承認を求めることについて	1 7
承認第3号 津奈木町税条例の一部を改正する条例等の専決処分の承認を求め ることについて	1 8
承認第4号 津奈木町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処 分の承認を求めることについて	1 9
議案第33号 津奈木町介護保険条例の一部改正について	2 0
同意第2号 津奈木町監査委員の選任同意について	2 2
同意第3号 津奈木町固定資産評価員の選任同意について	2 3
報告第1号 津奈木町一般会計繰越明許費の繰越計算書の報告について	2 4
水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙	2 4

議員派遣の件	2 5
議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	2 6
総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件	2 6
教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件	2 6
閉 会	2 6
終 了	2 7
署 名	2 8

津奈木町告示第26号

平成27年第1回津奈木町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成27年5月1日

津奈木町長 西川 裕

- 1 期 日 平成27年5月12日
 - 2 場 所 津奈木町議会本会議場
-

○開会日に応招した議員

上村 勝法君	本山 真吾君
澤井 静代君	久村 昌司君
橋口知恵子君	柳迫 好則君
川野 雄一君	寺本 信介君
村上 義廣君	林 賢二君

○応招しなかった議員

平成27年 第1回(臨時)津奈木町議会会議録(第1日)

平成27年5月12日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成27年5月12日 午前10時00分開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長選挙

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 副議長選挙

追加日程第5 常任委員会委員の選任

追加日程第6 議会運営委員会委員の選任

追加日程第7 承認第1号 平成26年度津奈木町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求めることについて

追加日程第8 承認第2号 平成26年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについて

追加日程第9 承認第3号 津奈木町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

追加日程第10 承認第4号 津奈木町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

追加日程第11 議案第33号 津奈木町介護保険条例の一部改正について

追加日程第12 同意第2号 津奈木町監査委員の選任同意について

追加日程第13 同意第3号 津奈木町固定資産評価員の選任同意について

追加日程第14 報告第1号 津奈木町一般会計繰越明許費の繰越計算書の報告について

追加日程第15 水俣芦北広域行政事務組合議会議員選挙

追加日程第16 議員派遣の件

追加日程第17 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

追加日程第18 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件

追加日程第19 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長選挙

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 常任委員会委員の選任

追加日程第6 議会運営委員会委員の選任

追加日程第7 承認第1号 平成26年度津奈木町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて

追加日程第8 承認第2号 平成26年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて

追加日程第9 承認第3号 津奈木町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

追加日程第10 承認第4号 津奈木町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

追加日程第11 議案第33号 津奈木町介護保険条例の一部改正について

追加日程第12 同意第2号 津奈木町監査委員の選任同意について

追加日程第13 同意第3号 津奈木町固定資産評価員の選任同意について

追加日程第14 報告第1号 津奈木町一般会計繰越明許費の繰越計算書の報告について

追加日程第15 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙

追加日程第16 議員派遣の件

追加日程第17 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

追加日程第18 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件

追加日程第19 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件

出席議員（10名）

1番 上村 勝法君

2番 本山 真吾君

3番 澤井 静代君

4番 久村 昌司君

5番 橋口知恵子君

6番 柳迫 好則君

7番 川野 雄一君

8番 寺本 信介君

9番 村上 義廣君

10番 林 賢二君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉澤 信久君

説明のため出席した者の職氏名

町長	西川 裕君	副町長	山田 豊隆君
教育長	塩山 一之君	総務課長	林田 三洋君
振興課長	倉本 健一君	振興審議員	下川 秀美君
振興審議員	財部 大介君	住民課長	新立 啓介君
住民審議員	久村 庄次君	教育課長	椎葉 正盛君

午前10時00分開会

○事務局長（吉澤 信久君） おはようございます。私は、議会事務局長の吉澤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本臨時会は、4月の一般選挙後、初めての議会でございます。

本会議において、地方自治法第103条の規定により議長の選挙を行うため、同法107条の規定により議場に出席されている議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行っていただくこととなります。

それでは、年長であります川野雄一議員を御紹介致します。

川野議員、議長席のほうへお願い致します。

〔臨時議長 川野 雄一君議長席に着く〕

○臨時議長（川野 雄一君） ただいま御紹介を受けました川野雄一でございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を努めさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

ただいまから、平成27年第1回津奈木町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1. 仮議席の指定

○臨時議長（川野 雄一君） 日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席の議席とします。

ここで、町長から発言の申し出があっておりますのでこれを許します。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 皆さんおはようございます。きょうは、初議会でございます。開会前に一言御挨拶を申し上げたいと思います。

平成27年第1回町議会臨時会を招集致しましたところ、少数激戦の中、勝ち抜き御当選されました議員の皆様方に対し、心よりお喜び申し上げます。

今回より議員定数が12から10人になり、しかも前々回の選挙が無投票だったことから、実質選挙に関しましては、多数の新人同士の選挙選で御苦労があっただろうと思います。そういった中、当選されました皆様方の思いは、津奈木町の発展と住民の幸せのために頑張っておられました。我々と役場職員も思いは同じでございますので、これから議員の皆様方の御指導を仰ぎながら、町政発展のため努力していきたいと思っております。

本年は重要な年になっております。まず、平成27年度で終了致します第5次水俣芦北振興計画の第6次への振興計画の策定がございます。第6次計画への継続は、ほぼ確実視されておりますが、熊本県の決定が必要でございます。同時に、国への地方創生に対する計画立案等が必要であり、将来ビジョンを見据えた人口構成、総人口、高齢化率、出生人数等またそれを支える経済創出などを考えていかなければなりません。平成27年度には本町に西回り自動車道の津奈木インターの供用開始も控えております。

本町にとって将来の情報、経済活動に必要な光ブロードバンド整備事業や予約型乗り合いタクシーの運行、教育関係では平国小学校の津奈木小学校への統合、老朽化した建物や橋などの社会資本設備の長寿命化等への取り組み、また本町にとって一番大事な農林水産業の活性化など、今申し上げたことだけでも大変な仕事量となっております。町全体、一丸となって取り組んでいきたいと思っております。

今後とも議員の皆様方と御協力しながら、よりよき町にできますように努力致したいと思っております。後ほど御提案致します平成26年度の最終予算の専決処分や条例の改正、人事案件がございますので、十分なる御審議をお願い申し上げまして御挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願い致します。

○臨時議長（川野 雄一君） 次に、執行部の紹介を致します。

名前を呼びますので、起立をお願いします。

副町長、山田豊隆君。

○副町長（山田 豊隆君） 副町長の山田豊隆と申します。よろしくお願い致します。

- 臨時議長（川野 雄一君） 教育長、塩山一之君。
- 教育長（塩山 一之君） 教育長をしております塩山一之です。どうぞよろしくお願い致します。
- 臨時議長（川野 雄一君） 総務課長、林田三洋君。
- 総務課長（林田 三洋君） 総務課長の林田三洋です。よろしくお願い致します。
- 臨時議長（川野 雄一君） 振興課長、倉本健一君。
- 振興課長（倉本 健一君） 振興課長の倉本健一です。よろしくお願い致します。
- 臨時議長（川野 雄一君） 振興審議員、財部大介君。
- 振興審議員（財部 大介君） 振興審議員の財部大介です。よろしくお願い致します。
- 臨時議長（川野 雄一君） 振興審議員、下川秀美君。
- 振興審議員（下川 秀美君） 振興審議員の下川秀美です。よろしくお願い致します。
- 臨時議長（川野 雄一君） 教育課長、椎葉正盛君。
- 教育課長（椎葉 正盛君） 教育課長の椎葉正盛です。どうぞよろしくお願い致します。
- 臨時議長（川野 雄一君） 住民課長、新立啓介君。
- 住民課長（新立 啓介君） 住民課長の新立啓介です。よろしくお願い致します。
- 臨時議長（川野 雄一君） 住民審議員、久村庄次君。
- 住民審議員（久村 庄次君） 住民審議員の久村庄次です。よろしくお願い致します。
- 臨時議長（川野 雄一君） 以上で、執行部の紹介を終わります。

日程第2. 議長の選挙

- 臨時議長（川野 雄一君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

- 臨時議長（川野 雄一君） ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第29条第2項の規定により立会人に1番、上村勝法君、2番、本山真吾君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

したがって、投票用紙の記載欄には当選人とすべき議員1人の氏名をお書きください。

[投票用紙配付]

- 臨時議長（川野 雄一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（川野 雄一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（川野 雄一君） 異状ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（川野 雄一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。事務局長。

〔事務局長点呼・議員投票〕

1 番	上村 勝法議員	2 番	本山 真吾議員
3 番	澤井 静代議員	4 番	久村 昌司議員
5 番	橋口知恵子議員	6 番	柳迫 好則議員
7 番	川野 雄一議員	8 番	寺本 信介議員
9 番	村上 義廣議員	10 番	林 賢二議員

○臨時議長（川野 雄一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（川野 雄一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

上村勝法君、本山真吾君、立ち会いをお願い致します。

〔開票〕

○臨時議長（川野 雄一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、林賢二君9票、橋口知恵子君1票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、林賢二君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（川野 雄一君） ただいま議長に当選された林賢二君が議場におられます。

会議規則第30条第2項の規定によって、本席から当選の告知を致します。

登壇の上、議長当選承諾の御挨拶をお願いします。

○議員（仮議席10番 林 賢二君） 一言御挨拶を申し上げます。

このたび議員各位の御推挙を賜り、議長に選出されましたことは、この上もなく光栄でありまして、衷心より感謝を申し上げる次第であります。

皆様方御承知のとおりと思いますが、私自身一度議長の経験を致しておるものでございますが、その責任の重さ、また役職の大変さは心して痛感している次第でございます。しかし、市政の推進と議会の円滑な運営のために今後精いっぱい努めていきたいと思っております。

議会と執行部、互いに切磋琢磨して町民の方々の付託に応えていきたいと思っておりますので、どうぞ今後とも議員各位、また町長をはじめとする執行部の方々の御支援御協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。言葉足りませんが就任の御挨拶と御礼にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（川野 雄一君） ただいま新議長の御挨拶が終わりました。

皆様の御協力により無事臨時議長の職を終えることができました。御協力ありがとうございました。

ここで議長と交代を致します。林議長、議長席にお着き願います。

〔臨時議長退席、議長着席〕

○議長（林 賢二君） それでは、早々ではございますが、議長の席に着かせていただきたいと思っております。久しぶりでございまして、ちょっと緊張しております。議事運営がスムーズに運びますよう皆様方の御協力を心からお願い申し上げ、進行させていただきたいと思っております。

まず、議事日程の追加を行います。

お諮りします。追加議事日程（第1号の1）、日程第1、議席の指定から日程第15、水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙までを議事日程に追加したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第1号の1、日程第1、議席の指定から日程第15、水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙までを追加議事日程とすることに決定しました。

追加日程第1. 議席の指定

○議長（林 賢二君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定します。

議員諸君の氏名とその議席番号を職員に朗読させます。議会事務局長。

○事務局長（吉澤 信久君） 朗読します。

1 番、上村勝法議員、2 番、本山真吾議員、3 番、澤井静代議員、4 番、久村昌司議員、5 番、橋口知恵子議員、6 番、柳迫好則議員、7 番、川野雄一議員、8 番、寺本信介議員、9 番、村上義廣議員、10 番、林賢二議員、以上です。

○議長（林 賢二君） ただいま朗読のとおり議席を指定します。

追加日程第 2. 会議録署名議員の指名

○議長（林 賢二君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 111 条の規定により、1 番、上村勝法君、2 番、本山真吾君を指名します。

追加日程第 3. 会期の決定

○議長（林 賢二君） 日程第 3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日の 1 日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日の 1 日間とすることに決定しました。

追加日程第 4. 副議長の選挙

○議長（林 賢二君） 日程第 4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（林 賢二君） ただいまの出席議員は 10 人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 29 条第 2 項の規定によって、1 番、上村勝法君及び 2 番、本山真吾君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（林 賢二君） 配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） なしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（林 賢二君） 異状ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。事務局長。

〔事務局長点呼・議員投票〕

1 番	上村 勝法議員	2 番	本山 真吾議員
3 番	澤井 静代議員	4 番	久村 昌司議員
5 番	橋口知恵子議員	6 番	柳迫 好則議員
7 番	川野 雄一議員	8 番	寺本 信介議員
9 番	村上 義廣議員	10 番	林 賢二議員

○議長（林 賢二君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

上村勝法君、本山真吾君、開票立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（林 賢二君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、川野雄一君9票、橋口知恵子君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、川野雄一君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（林 賢二君） ただいま副議長に当選されました川野雄一君が議場におられますので、本席から当選の告知を致します。

登壇の上、副議長当選承諾の御挨拶をお願いします。

○議員（7番 川野 雄一君） 一言御挨拶を申し上げます。ただいま議員皆様方の御推挙によりまして、副議長に選ばれましたことはまことに身に余る光栄でございます。今後は、林議長のもとに議会が公正に、しかも円満に運営されますよう及ばずながら誠心誠意努力してまいります。皆様方の御指導御鞭撻を、心からお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、就任の挨拶とお礼にかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

追加日程第5. 常任委員会委員の選任

○議長（林 賢二君） 次に、日程第5、各常任委員会委員の選任を行います。

委員の選任は、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。各常任委員は、議長が指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は議長が指名することによって決定しました。

それでは、常任委員の指名を致します。まず、総務振興常任委員を指名します。村上義廣君、川野雄一君、柳迫好則君、久村昌司君、上村勝法君、以上の5名です。

次に、教育住民常任委員は、私、林賢二、寺本信介君、橋口知恵子君、澤井静代君、本山真吾君、以上の5名です。

以上のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、指名のとおり各常任委員会の委員は選任されました。

各常任委員は、委員会条例第6条及び第7条の規定により、委員長、副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告を願います。

ここで暫時休憩致します。

午前10時30分休憩

午前10時38分再開

○議長（林 賢二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま各常任委員会において、委員長、副委員長が決定した旨の報告がありましたので、その結果を発表します。

総務振興常任委員長、柳迫好則君、副委員長、上村勝法君、教育住民常任委員長、寺本信介君、副委員長、澤井静代君、以上です。

追加日程第6. 議会運営委員会委員の選任

○議長（林 賢二君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

委員の選任は、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。なお、委員の定数は、委員会条例第3条の2第2項の規定により5人であります。お諮りします。委員は議長が指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は議長が指名することに決定しました。

それでは、議会運営委員の指名を致します。寺本信介君、柳迫好則君、久村昌司君、澤井静代君、上村勝法君、以上5名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、指名のとおり議会運営委員は選任されました。

議会運営委員は、委員会条例第6条及び第7条の規定により、委員長、副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告をお願いしたいと思います。

選任のため、ここで暫時休憩します。

午前10時40分休憩

午前10時43分再開

○議長（林 賢二君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会運営委員会において、委員長、副委員長が決定した旨の報告がありましたので、その結果を発表します。

議会運営委員長、久村昌司君、副委員長、寺本信介君、以上です。

追加日程第7. 承認第1号 平成26年度津奈木町一般会計補正予算（第6号）の専決処分 の承認を求めることについて

○議長（林 賢二君） 次に、日程第7、承認第1号平成26年度津奈木町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 承認第1号平成26年度津奈木町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

この補正予算は、特別交付税の交付確定を受けまして、平成26年度の最終予算として各事業等の実施に基づき補正を行っております。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

総務費の総務管理費とでは、町有施設整備基金積立金などを追加致しております。

民生費と衛生費におきまして、各事業の実績により減額致しております。

商工費におきましては、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金の増加に伴い、プレミアム付商品券発行事業補助金を追加しております。

歳入について御説明申し上げます。

利子割交付金から自動車取得税交付金までは、交付額の確定によりおのおの増減額致しております。

地方交付税では、特別交付税の確定により追加致しております。

国庫支出金では、総務費の地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金の増額。

民生費は実績によりまして補助金を減額致しております。

県支出金でも、実績により民生費などの補助金を減額致しております。

繰入金では、財政調整基金繰入金、ふるさと創生基金繰入金、町有施設整備基金繰入金を減額致しております。

諸収入では、水俣芦北地域振興財団福祉対策特別助成金を減額致しております。

町債では、各事業の確定により借入額の減額を致しております。

第2表繰越明許費補正は、プレミアム付商品券発行事業の増額変更によるものでございます。

第3表地方債補正は、町債の減額変更によるものでございます。

歳入歳出補正総額は4,500万円の追加で、予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,600万円と致しております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 賢二君） これから質疑を行います。歳入は10ページから13ページまでです。歳出は14ページから16ページまでです。

まず、歳出からの質疑を求めたいと思います。14ページ。7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） 今の14ページの財産管理費に補正額6,970万円が補正されております。これによりますと、町有施設整備基金積立金ということでございますが、この補正の理由について説明を求めます。

○議長（林 賢二君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） お答え致します。

本年のですね、3月末の時点で一応剰余金が予想されておりましたので、本基金に積み立ての予定で計上致しております。

以上です。

○議長（林 賢二君） 7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） これは例年どおり、多分特交関係が3月末に決定されるということで、毎回このようなことになって、昨年の議会でもいろんなことで論議されましたので、町長の答弁にもそういう地域活性化にかかわるようなことが出てきたたら、そういうのを想定しながら予算を計上されるということを答弁されておりますので、先ほど言われましたように27年度においてはいろんな地方創生事業が出てくると思いますので、そういう予算の組み方も考慮していただければと思っています。

以上です。

○議長（林 賢二君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 15ページ。5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） 15ページの、これは衛生費の中の5番の健康管理事業費の中で13委託料、これが離島等の医療福祉推進モデル事業実施委託料とありますけども、これがマイナスになっていますよね。これは、どういう関係でマイナスになったのか。

○議長（林 賢二君） 住民審議員、久村庄次君。

○住民審議員（久村 庄次君） この事業はですね、平国、福浦地区を対象に今行っているたっしゅか塾ですが、社会福祉協議会に委託して実施しておりますが、実績にあわせてですね、委託料を運営費及びプレハブとかですね、運営費等の賃借料が減額になっている関係で減額させていただいております。

○議長（林 賢二君） 5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） 利用者が減ったということではないんですね。

○議長（林 賢二君） 住民審議員、久村庄次君。

○住民審議員（久村 庄次君） 利用者についてはですね、現在のところ登録者数が89名でございまして、余り変わっておりません。

○議長（林 賢二君） 5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） 利用者の方がやはりこれはすごく利用されているんですね。ですので、これをことしまでだったんですが、来年もまた続けていけるようにしていただきたいのと、やはり利用者がすごく喜ばれていますので、また継続がされるように私は望みます。

以上です。

○議長（林 賢二君） ほかにありませんか。7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） この商工費の中に117万3,000円補正されております。備考欄のほうに、説明欄にプレミアム付商品券発行事業補助金ということでございますが、当初たしか1,271万4,000円計上されていて、今回足しますと1,388万7,000円ということになります。補正理由について説明を求めます。

○議長（林 賢二君） 振興審議員、財部大介君。

○振興審議員（財部 大介君） お答えします。

今回の補正につきましては、国の交付金内示を受けまして内示枠いっぱいの1,388万7,000円というようなことで追加計上をしておるものでございます。

117万の内訳と致しましては、プレミアム分おまけといいますか、の追加分が100万、それと商品券の印刷費4万3,000円、動産の保険料等が13万というようなことでございます。商品券につきましては500セット分追加で発行を予定しております。

以上です。

○議長（林 賢二君） 7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） 大変いいことだと思いますが、やっぱり補助金が、交付金が追加になったということですね、今の説明では。

それとですね、3月議会の時点では多分このプレミアム商品券の事業についてはまだ詳細が決まっていないということで、各世帯どれぐらい買うのかとか、いつごろから発売にするか、そういうのが決まっていなくて説明できないということでしたが、その辺については、詳細についてはもう決定されているのかお尋ねを致します。

○議長（林 賢二君） 振興審議員、財部大介君。

○振興審議員（財部 大介君） お答えします。

本事業につきましてはですね、津奈木町商工会が事業主体として行われる事業でございます。商工会が作成しております事業の実施要領によりますと、基本的にはですね、6月15日から発売を開始したいというようなことで計画をされております。

6月15日といいますのが、年金の支給日にあわせてですね、高齢者等に配慮した販売開始をしたいというようなことのようにございます。また、購入可能金額につきましてはですね、1人当たり5万円以内を限度とするということがございます。ただし、1人5万円でございますので、各世帯人数分は購入が可能というようなことになります。ただし、基本的にはですね、本人への販売というようなことではございますが、同一世帯の場合はですね、代理での販売も可能というようなことになってございますので、例えば家族4名分まとめて買うということになりますと、

その御家族で20万円まで1人5万円掛けるの4人分で20万円まで購入が可能というようなことになるかと思えます。

また、取り扱い点につきましてはですね、現在商工会のほうで募集をされておりました、一応5月20日を締め切りというようなことで、現在募集をされておりますので、利用が可能な店舗につきましては今後決定をされるものと思っております。

以上でございます。

○議長（林 賢二君） ほかにございませんか。5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） 同じ質問というか、同じ項目で、これはたしか1万円のを買うと2,000円分のあれがつくということになっているんですね。けども、すごく低所得者の方には、年金生活をされているとかいう方たちには、この1万円を出すというのもすごく大変だと思うんですね。だから、この1万円じゃなくて5,000円とかそういうもうちょっと下げて5,000円で6,000円、1,000円足す分とか、そういうことはできないんでしょうかね。

○議長（林 賢二君） 振興審議員、財部大介君。

○振興審議員（財部 大介君） その辺の中身につきましてはですね、事業主体の商工会のほうでいろいろ、今おる指導員がですね、球磨のほうでそういった経験もあるようでございまして、その辺いろいろ打ち合わせをした結果ですね、基本的にその段階を下げますとですね、非常に事務的に煩雑になったりとかですね、その辺もあるものですから、取り扱い店との関係もございましてですね、基本的には1万円ぐらいが一番いいんじゃないかというようなことで今想定をされておるようでございます。

○議長（林 賢二君） 5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） やはり1万円というのは、すごく大変だと思います。買う側にすれば1万2,000円で、2,000円が足せるんですけども、やはりこの1万円を出すというときに、それも1人5万円以内、何かすごくお金持ちの人に対してはすごくいい商品と思うんですけども、やはり低所得者の方に対して利用しやすいような方向で使うべきではないかなと私は思います。

以上です。

○議長（林 賢二君） ほかにございませんか。2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 関連してなんですけれども、農協の購買などには使えるんでしょうか。

○議長（林 賢二君） 振興審議員、財部大介君。

○振興審議員（財部 大介君） お答えします。

一応事業主体が商工会でございまして、基本的な考え方としましては商工会の会員さんに対

して募集をしておるようでございます。

ただしですね、商工会に加入をされればですね、取り扱いができるというようなことに限定をしておるものではないかとは思いますが、二、三の店舗についてですね、町のほうから勧誘をしておるわけですが、そちらにつきましてはですね、基本的にはですね、経理の問題とか、そういった形でお店のほうから断られておるようでございます。

また、今御質問ございましたJAさん、農協さんですね、購買、これにつきましてはですね、非常に今問題があるといいますか、結局生活支援というような側面もございまして、購買事業というのがそれにあたるかどうか、結局農業の資材であったりとか、そういったものに回されるというようなことが果たしていいのかどうかですね、その辺は今後精査をしながらですね、商工会と打ち合わせをしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（林 賢二君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 16ページ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） ないようですので、歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。10ページ、11ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 12、13ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 質疑ないと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号平成26年度津奈木町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程第8. 承認第2号 平成26年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（林 賢二君） 日程第8、承認第2号平成26年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。暫時休憩します。

午前11時10分休憩

午前11時11分再開

○議長（林 賢二君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 承認第2号平成26年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

歳入では、国庫支出金で療養給付費負担金を減額致しております。

共同事業交付金では、高額医療費及び保険財政共同安定化事業交付金を増額致しております。

繰入金では、一般会計繰入金を減額致しております。

歳出では、保険給付費で出産育児一時金を見込み額により減額し、保険事業費で特定健康審査等事業費を実績により減額致しております。

歳入歳出補正総額は500万円の減額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,660万円と致しております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 賢二君） これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。

歳入6ページ、歳出7ページから8ページです。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号平成26年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程第9. 承認第3号 津奈木町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求

めることについて

○議長（林 賢二君） 日程第9、承認第3号津奈木町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 承認第3号津奈木町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日より施行されることに伴い、条例改正を行っております。

主な改正内容と致しましては、軽自動車税では燃費性能に応じたグリーン化特例の導入、二輪車にかかわる税率の引き上げを平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延長しております。

たばこ税では、旧3級品の紙巻たばこにかかわる特例税率についてWPO（世界貿易機関協定）などの内外無差別原則の遵守を確実なものとするために、段階的に縮小を廃止するものです。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 賢二君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号津奈木町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程第10. 承認第4号 津奈木町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（林 賢二君） 日程第10、承認第4号津奈木町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 承認第4号津奈木町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを御説明申し上げます。

本条例は、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、一部を除き平成27年4月1日から施行されることに伴い改正するものであります。

内容と致しましては、平成27年4月から基礎課税限度額を51万から52万に、後期高齢者支援金課税限度額を16万円から17万円に、介護納付金課税限度額を14万円から16万円にそれぞれ引き上げ、高所得者の負担を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 賢二君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号津奈木町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程第11. 議案第33号 津奈木町介護保険条例の一部改正について

○議長（林 賢二君） 日程第11、議案第33号津奈木町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 議案第33号津奈木町介護保険条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

第1号被保険者の保険料軽減強化について、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定などに関する政令の一部を改正する政令が、平成27年4月10日に公布及び施行され、平成27年度分の保険料等から適用するものとされることに伴い、本町におきましても第1号被保険者のうち、所得の低い介護保険料の所得段階が第1段階に該当するものについて、基準額に乗じる割合を条例で定めた0.5から0.05を減じた0.45とし、保険料の額を3万1,000円と

改正するものです。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 賢二君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。
5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） 5番、橋口です。これは、1段階の分が3万1,000円ということになりましたけども、この中ではやはり世帯全員が市町村民税の非課税かつ本人年金収入など80万円以下とされています。1段階は。その中で、やはり80万円以下というのは1万円から79万円までありますよね。その中でもやはり、一番本当に所得の低い人というのは、この3万1,000円というのもすごく大変だと思うんですね。この中で、80万円以下というところの区割りというのを、本当はもうちょっと区割りをしてほしいのと、そして結構この段階でいらっしやっただと思うんですけども、年金も下がりましたからやはり大変だと思います。ですので、ここをどうにか段階をするということはできませんでしょうか。

○議長（林 賢二君） 答弁を求めます。住民審議員、久村庄次君。

○住民審議員（久村 庄次君） お答え致します。

段階を下げるというか、今現在町のほうとしましてはですね、国の基準にあわせておりますので、現在のところですね、切りかえる予定はございません。

○議長（林 賢二君） 5番、橋口知恵子君。

○議員（5番 橋口知恵子君） この介護保険料というのは、国の定めるものにそれに従ってする必要はないんですね。市町村で決めることができますので、やはりそういうところを津奈木町ではこれが必要じゃないかと思えばしなければならないと思います。また、ちょっと検討をお願いします。

○議長（林 賢二君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号津奈木町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに……。

○議員（5番 橋口知恵子君） 議長、討論あります。

○議長（林 賢二君） 討論あり。5番、橋口知恵子君。失礼しました。

○議員（5番 橋口知恵子君） 5番、橋口です。先ほど言いましたように、やはり80万円以下

というのが大変だということ、そしてあと第9段階の金額が290万円以上というのがありましたね。これでもやはりあと10何人かの方がまだ高所得者という方がいらっしゃいましたので、そちらのほうを少し払ってもらおうとか、そしてあと低所得者の方にはもう段階をつけて少しずつ払ってもらおうとか、そういうふうにするべきだと思いますので、私はこの議案第33号には反対致します。

○議長（林 賢二君） 7番、川野雄一君。

○議員（7番 川野 雄一君） 私は賛成の討論をするものでございます。

先ほど、久村審議員のほうから国の政令等に基づいてやっている。改正をしているということでございますので、なかなかその辺については政令どおりでやっているということでございますので、この条例の一部改正については賛成をするものでございます。

○議長（林 賢二君） ほかに反対の御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） ないようですので、これから議案第33号津奈木町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

ここで議案を配付しますので、暫時休憩を致したいと思います。

午前11時19分休憩

午前11時21分再開

○議長（林 賢二君） 休憩に引き続き会議を開きます。

配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第12. 同意第2号 津奈木町監査委員の選任同意について

○議長（林 賢二君） 日程第12、同意第2号津奈木町監査委員の選任同意についてを議題とします。

この同意第2号の件は、地方自治法第117条の規定によって除斥に該当しますので、しばらく村上義廣君の退場を求めます。

[村上義廣君退場]

○議長（林 賢二君） 本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 同意第2号津奈木町監査委員の選任同意についてを御説明申し上げます。

議会選出の監査委員が、議会議員の任期満了に伴いまして任期切れとなっておりましたので、村上義廣氏を選任致したくここに御提案申し上げます。

村上義廣氏は、御承知のとおり、これまでの議員活動により住民からの信頼も厚く、堅実な性格から公正な町の行財政運営に寄与していただけるものと確信しております。また、監査委員として最適者と考えられるものでございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 賢二君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから同意第2号津奈木町監査委員の選任同意についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（林 賢二君） ありがとうございます。全員賛成です。したがって、同意第2号津奈木町監査委員の選任同意については原案のとおり同意することに決定しました。

ここで村上義廣君の入場を認めます。

[村上義廣君入場]

追加日程第13. 同意第3号 津奈木町固定資産評価員の選任同意について

○議長（林 賢二君） 次に、日程第13、同意第3号津奈木町固定資産評価員の選任同意についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 同意第3号津奈木町固定資産評価員の選任同意について御説明申し上げます。

4月1日付の人事異動により、住民課長として新立啓介課長を任命したことに伴いまして、地方税法404条及び津奈木町税条例第76条の規定に基づき、固定資産評価員に選任するものでございます。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 賢二君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 討論なしと認めます。

これから同意第3号津奈木町固定資産評価員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

追加日程第14. 報告第1号 津奈木町一般会計繰越明許費の繰越計算書の報告について

○議長（林 賢二君） 日程第14、報告第1号津奈木町一般会計繰越明許費の繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 報告第1号津奈木町一般会計繰越明許費の繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成26年度津奈木町一般会計繰越明許費8事業について別紙繰越計算書のとおり報告します。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（林 賢二君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 質疑なしと認めます。これで報告第1号を終わります。

追加日程第15. 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（林 賢二君） 日程第15、水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙を議題とします。

当組合議会議員は、組合同規約により本町議会議員から2名の選出となっております。この選出については、組合同規約第5条第2項の規定により選挙となっております。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。水俣芦北広域行政事務組合議会議員に議長と副議長を指名します。

お諮りします。ただいま指名しましたが、当組合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議長と副議長が水俣芦北広域行政事務組合議会議員として選出されました。

ただいま水俣芦北広域行政事務組合議会議員に当選されました私と川野雄一君が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定により当選の告知を致します。

これで、水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙を終わります。

ここで、追加議事日程（第1号の2）を配付しますので、暫時休憩致します。

午前11時18分休憩

午前11時20分再開

○議長（林 賢二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

配付漏れございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りします。議員派遣の件及び各委員長から提出されました閉会中の継続調査の申し出の3件を日程に追加し、日程第16から日程第19までとし、議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件及び各委員長からの閉会中の継続調査の申し出の3件を日程に追加し、日程第16から日程第19までとして議題にすることに決定しました。

追加日程第16. 議員派遣の件

○議長（林 賢二君） 日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、地方自治法第100条及び会議規則第112条の規定により、配付のとおり派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

議員派遣については、期間等やむを得ず変更を生じる場合は議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議長に一任することに決定しました。

追加日程第17. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

追加日程第18. 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件

追加日程第19. 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（林 賢二君） お諮りします。日程第17から日程第19までの閉会中の継続調査の申し出3件を一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、日程第17から日程第19までは一括議題とすることに決定致しました。

お諮りします。日程第17、議会運営委員会の継続調査の件、日程第18、総務振興常任委員会の継続調査の件、日程第19、教育住民常任委員会の継続調査の件は申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 賢二君） 異議なしと認めます。したがって、日程第17から日程第19までは各委員長申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

○議長（林 賢二君） 以上で本臨時会の日程は全て終了致しました。

これで平成27年第1回津奈木町議会臨時会を閉会します。

午前11時23分閉会

○議長（林 賢二君） ここで町長、西川裕君から発言の申し出がありますので、これを許します。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 閉会前でございますが、一言御礼の言葉を述べさせていただきます。

私たちが御提案申し上げました専決処分に関する問題あるいは税条例、その他の人事案件、全て御承認賜りましてありがとうございました。今回、議員の皆さん方、議長、副議長をはじめ、監査委員あるいは常任委員、常任委員長等々、全ての布陣がスムーズのうちに決定されまして、それに伴いましてその役職等々で役場のいろんな協議会あるいは委員会等もございます。そちらのほうにも御協力を願えればと思っております。ベテランの皆さん方でございますので、ひとつよろしくお願い致します。

なお、議会としましても前のベテランの議員さんたちがおやめになりまして、年齢も非常に若くなっておりますし、皆さん方の新しい発想のもとに御提案あるいは私たちが一緒になって御協力して津奈木町の発展に寄与してまいりたいと思っております。特に、光ファイバー関係、これにつきましては非常に、皆さん方の中にも非常に得意な分野を持っておられる方もいらっしゃいます。どうか、我々にも御提言、御指導を賜りたいと思っております。

今の時代、非常にテンポが速うございます。そういう時代におくれないように私たちも一生懸命走り続けたいと思っております。冒頭申しましたように、目的はまずこの町の発展、それから住民福祉あるいは皆さんが幸せを感じるような生活、そういったものを構築していかなければなりませんけども、やはり財政規律を重視しながら、やはりやっていきたいと考えております。今後ともどうかひとつ各議員の皆さん方には役場職員等々にもアドバイスをさせていただいて、そして一番多いなるチェック体制、これを十分果たしていってもらいたいというふうに思っております。

今後とも大変お世話になりますけども、本日は大変御承認をいただきまして、ありがとうございました。かえさせていただきます。

○議長（林 賢二君） 閉会の御挨拶を申し上げます。今津奈木町議会臨時会は、議長、副議長の選挙をはじめ、多数の日程について御審議をいただきましたが、議員各位の御精励により、ただいま閉会を宣言をできましたことは、新議長としてまことに喜びにたえないわけでございます。

町長をはじめ、執行部各位におかれましては、審議の間、常に真摯な態度で待って御協力いただきました御苦勞に対し、深く敬意を表します。また、今回皆様方の御推挙により議長という大役を仰せつかりましたが、今後とも議員各位、町執行部の御支援、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げる次第でございます。

最後に、議員各位におかれましては十分健康に留意されまして、町政推進に一層の御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶と致します。ありがとうございました。

午前11時27分終了